

平成21年5月25日

各 位

会 社 名 株式会社タクミナ
本店所在地 大阪市中央区淡路町二丁目2番14号
(コード番号 6322 大証二部)
代表者名 代表取締役社長 山田 信彦
問い合わせ先 総務部長 武村 俊治
電話番号 06-6208-3971
URL : <http://www.tacmina.co.jp>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月25日開催の取締役会において、平成21年6月19日開催予定の当社第33回定時株主総会において下記のとおり定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化をはかるための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88条)が平成21年1月5日に施行されたことにより、株券の発行に関する規定を削除するとともに、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿の用語についても削除いたします。

また、現行定款第7条(株券の発行)の規定を削除することに伴う条数の繰り上げを行うとともに条文の整備を行い、本変更に係る経過的な措置を定める附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日 平成21年6月19日(金)(予定)

定款変更の効力発生日 平成21年6月19日(金)(予定)

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	改正案
<p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第 7 条 当社は、その株式に係る株券を 発行する。</p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株と する。</p> <p>2. 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を 発行しないことができる。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 当社の<u>株券の種類、株主（実質 株主を含む。以下同じ。）の氏名等 株主名簿記載事項の変更、単元未 満株式の買取およびその他株式に 関する手続きならびに手数料は、</u> 取締役会で定める株式取扱規則に よる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置 く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取 扱場所は、取締役会の決議によっ て定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿 を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権 原簿および株券喪失登録簿</u>の作成 ならびに備置き、その他の株主名 簿、<u>新株予約権原簿および株券喪 失登録簿</u>に関する事務は、これを 株主名簿管理人に委託し、当会社 においては取り扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第 8 条 当社の株式に関する<u>取扱いは、</u> 取締役会で定める株式取扱規則に よる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿<u>および新株予約 権原簿</u>の作成ならびに備置き、そ の他の株主名簿<u>および新株予約権 原簿</u>に関する事務は、これを株主 名簿管理人に委託し、当会社にお いては取り扱わない。</p>

現行定款	改正案
<p>第 <u>11</u> 条から第 <u>33</u> 条 (条文省略)</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>第 <u>10</u> 条から第 <u>32</u> 条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第 <u>2</u> 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

以上